

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R7 波土 海部川他 海・大里他 治水計画検討業務 特記仕様書

1.目的

本業務は、海部川水系河川整備計画（以下、河川整備計画という）に位置付けられている善蔵川の改修計画を再検討するとともに、新たに河川防災ステーションの整備を位置付けた河川整備計画（変更案）を作成するものである。

2.業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 資料収集・整理

業務に必要な海部川水系を構成する河川に関する報告書・文献、流域内の歴史・文化に関する資料、既往洪水資料、水質や水利用に関する資料などの収集・整理を行う。

2.3 現地調査

業務に必要な海部川水系を構成する河川及び流域の状況把握を行う。

2.4 善蔵川放水路の概略検討

(1)計画平面形状の検討

沿川の土地利用状況、洪水時の流況（内水含む）、用排水路、将来の河道維持等を考慮して、計画平面形状を検討する。

(2)計画縦断形状の検討

堤内地盤高、河道の疎通能力、河道維持、重要構造物の敷高等を考慮し、計画高水位および計画縦断形状を検討する。

(3)内水処理対策の検討

① 内水計画降雨の選定

既往の主要洪水をもとに、外水位の継続時間、最高水位および降雨の時間分布等を考慮して、内水計画対象降雨を選定する。

② 流出計算

既往の流出モデルを用いて、内水処理対策を検討するための対象洪水の流出量を算定する。

③ 外水位曲線の設定

計画対象洪水について、排水地点における外水位曲線を近傍観測所の水位データ等を用いて設定する。

④ 内水位曲線の算定

既存の氾濫モデルを改良し、放水路など新たな河川開削を実施した場合の内水曲線を算定する。その結果を基に、内水被害の拡大防止を目的とした排水ポンプ等の内水対策について検討する。

2.5 河川防災ステーションの概略検討

海部川流域における河川防災ステーションの整備に向け、設置位置、機能・規模、平常時の利用などを検討する。

2.6 河川整備計画（変更案）の作成

「とくしま川づくり委員会」に提示する河川整備計画（変更原案）及び参考資料（治水計画編、流域概要編、付図）の作成を行う。また、河川整備計画（変更原案）を「とくしま川づくり委員会」に諮り、その意見を反映させた河川整備計画（変更案）の作成を行う。

なお、河川整備計画（変更案）の作成に関しては、地域の意見を反映し、地域の実情に応じた河川整備計画となるよう配慮を行い、記載に当たっては、住民等にわかりやすい内容となるように工夫する。作成に当たっては、以下に記載する事項に留意する。

- ・計画項目「流域及び河川の概要」及び「現状と課題」については、収集資料等を精査し、最新の情報を収集し、反映させること。
- ・河川整備計画に関する最新の情報を確認し、新たな知見を確認すること。

2.7 委員会資料の作成

河川整備計画（変更原案、変更案）について、「とくしま川づくり委員会」で使用する説明資料の作成を行う。

- ・とくしま川づくり委員会実施回数 2 回
- ・委員会用資料作成実施回数 2 回

2.8 住民意見の収集

住民意見を収集徴収するために河川整備計画（変更案）のパンフレット（A4 仕上がり巻き三つ折り）の作成を行う。パンフレットは整備計画の内容をわかりやすくし、意見が収集できるよう配慮する。

- ・パンフレット作成 1 回（印刷は含まない）

2.9 関係機関等への説明資料の作成

海部川河川整備計画作成のために実施する関係機関等との調整に必要となる説明資料の作成を行う。

2.10 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 1 回、成果納入時 1 回の計 3 回とする。

2.11 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等の特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。